

第12回大和高田市個人情報保護運営審議会 会議要録

◇日 時：平成30年2月28日（水）午前10時00分～午前10時45分

◇場 所：大和高田市役所 4階会議室

◇出席者

委 員 山田磯子 石黒良彦 軽澤文子 布施正保

傍 聴 人 なし

事 務 局 法務情報課：課長 島田康貴、法務係長 岡崎剛史、法務係主査 濱本香、
情報管理係長 柏田守彦、情報管理係主査 松田恵司

担 当 課 議題（1）保険医療課：課長 安川雅清、係長 田中光男、主任 松村 高宏

担 当 課 議題（2）企画広報課：課長 増田広康、係長 植本由則

そ の 他

- ◇諮問案件
- （1） 国民健康保険事業の都道府県単位化により、被保険者の資格情報を奈良県国民健康保険団体連合会に集約するに当たり、当該連合会が管理する電子計算機と本市の電子計算機を結合することについて
 - （2） ふるさと納税に係る事務を業務委託するに当たり、委託事業者が設置するデータセンター内のサーバーと本市の電子計算機を結合することについて

◇会議内容

○事務局（濱本） ただいまから、第12回大和高田市個人情報保護運営審議会を開催いたします。本審議会の開催にあたりましては、「大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、市ホームページ及び法務情報課において一般傍聴者を募集いたしました。その結果、本日は傍聴を希望される方はおられませんでしたので、ご報告させていただきます。本日の会議内容につきましては、議事録作成の正確性を期するため、事務局にて録音させていただきますことを、あらかじめご了承願います。それでは、初めに法務情報課長の島田からご挨拶を申し上げます。

○事務局（島田） こんにちは。法務情報課長の島田と申します。よろしくお願いたします。本日はご出席賜り誠にありがとうございます。本日は、ご審議いただきたい案件が2件ございます。1件目は「国民健康保険事業の都道府県単位化により、被保険者の資格情報を奈良県国民健康保険団体連合会に集約するに当たり、当該連合会が管理する電子計算機と本市の電子計算機を結合することについて」です。2件目は「ふるさと納税に係る事務を業務委託するに当たり、委託事業者が設置するデータセンター内のサーバーと本市の電子計算機を結合することについて」です。以上の2件についてご審議いただきたく存じます。本日、ご審議いただく予定

の2案件につきましては、いずれも大和高田市個人情報保護条例第10条「実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、市の実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合をしてはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認めるときは、この限りでない。」との規定に基づき、電子計算機の結合の可否について、皆様のご意見をお聴きするものであります。後ほど、各担当課から詳しい説明をさせていただきます。委員の皆様には、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 事務局（濱本） それでは、早速議事に移らせていただきます。進行に当たりまして議長は大和高田市個人情報保護運営審議会規則第3条の規定に基づき、会長の山田磯子委員にお願いいたします。山田会長、よろしくお願いいたします。
- 議長（会長） 山田です。どうぞよろしくお願いいたします。それではまず議事を進めさせていただきますけれども、「国民健康保険事業の都道府県単位化により、被保険者の資格情報を奈良県国民健康保険団体連合会に集約するに当たり、当該連合会が管理する電子計算機と本市の電子計算機を結合することについて」の必要性について担当者の方からお願いします。
- 担当課 （担当課職員が1件目の諮問案件について詳細説明を行った。）
- 議長（会長） どうもありがとうございます。只今の担当課からご説明に関しまして何か、先生方質問はありませんか。
- 布施委員 ファイヤーウォールについてご説明をお願いします。
- 担当課（田中） はい。イメージ図をご覧いただいていることと思いますが、国保連合会の情報が、国保連合会の情報集約システムから、大和路情報ハイウェイを通じた専用回線で、データ連携用パソコンにしか行かないように、直接大和高田市国保システムへは行かないようにファイヤーウォールによって設定されており、その情報がデータ連携用パソコンから大和高田市国保システムへ行くような設定になっております。また、大和高田市国保システムからの情報も、直接情報集約システムに行かず、ファイヤーウォールを通じてデータ連携用パソコンにしか行かないように設定させていただきます。
- 布施委員 ファイヤーウォールの役目というのは、直接行かないようにすることですか。
- 担当課（田中） はい。直接行かないようにすることです。
- 布施委員 ファイヤーウォールの意味というのは、いったんそこで中断して、安全を確保するということですね。
- 担当課（田中） はい。

- 軽澤委員 直接行くことはないのですね。
- 担当課（田中） はい。直接行かないように防御するということです。
- 事務局（島田） ファイヤーウォールについては、情報管理系のほうから、少し説明をさせていただきます。
- 事務局（松田） 情報管理系の松田と申します。よろしく申し上げます。ファイヤーウォールの役目ですが、通信する上で一番恐れるのは、国保連合会側から大和高田市国保システムに直接アクセスされて、情報を盗られたりすることです。そこで、ファイヤーウォールを入れることにより、情報の交通整理を行って、設定以外のところには行けないようにする防火壁のような役割を果たします。この場合でしたら、国保連合会と直接やりとりするのはデータ連携用パソコンのみとなり、大和高田市国保システムへの通信はできず、逆に、大和高田市国保システムからデータ連携用パソコンまでの通信はできますが、直接国保連合会への通信はできないようになります。一旦データ連携用パソコンとやりとりすることによって、ワンクッションにおいて通信することによって、大和高田市と国保連合会のそれぞれのネットワークを直接攻撃されないように役割を果たしているということです。
- 布施委員 ありがとうございます。
- 議長（会長） 外にご質問は？
- 布施委員 大和高田市でこの計画をされていますが、これは県下の各市町村が一斉にこの情報連携をするのですよね。
- 担当課（田中） はい。平成30年4月からは一斉に情報連携をさせていただく予定です。
- 布施委員 わかりました。
- 石黒委員 1点だけご質問よろしいですか。ファイヤーウォールについては、国保連合会から、大和路情報ハイウェイを接続するに当たって、こういう基準のファイヤーウォールが望ましいといったような、何か推奨されている方式はあるのですか。
- 担当課（田中） ファイヤーウォールについてもデータ連携用パソコンについても、国のほうから、ある一定の推奨される仕様のようなのは公開していただいておりますので、それに則った機器を購入する予定です。
- 石黒委員 そうすると、他の市町村と同レベルの権利侵害の防止となる措置はとられるということですね。
- 担当課（田中） はい。
- 石黒委員 了解しました。
- 議長（会長） 外にご質問、ご意見はございませんか。
- 布施委員 4月からということですから、時間的な余裕はないわけで、各市町村がこのシステムについて一斉に動いているわけですね。

- 担当課（田中） はい。
- 軽澤委員 委託契約書の第19条で1年の契約期間となっていますが、万一不備があった場合には？
- 担当課（田中） 不備があった場合には、契約の内容を見直す、ということです。
- 軽澤委員 わかりました。情報連携によって、人の手を煩わすことなく、機械的に情報の連携ができるのですね。
- 担当課（田中） はい。自動的にやりとりさせていただきます。
- 軽澤委員 わかりました。
- 議長（会長） ほかにご意見、ご質問はございませんか。
- ないようですので、本審議会としては、国民健康保険事業の都道府県単位化により、被保険者の資格情報を奈良県国民健康保険団体連合会に集約するに当たり、当該連合会が管理する電子計算機と本市の電子計算機を結合することについて、個人情報保護条例第10条ただし書きにある「審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しない」場合に該当するものと判断してよろしいでしょうか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、本件は、大和高田市個人情報保護条例第10条ただし書に該当するものと判断いたします。
- 担当課 ありがとうございます。
- 議長（会長） それでは、引き続き2件目の案件につきまして、議事を進めさせていただきます。「ふるさと納税に係る事務を業務委託するに当たり、委託事業者が設置するデータセンター内のサーバーと本市の電子計算機を結合することについて」担当課からのご説明をお願いいたします。
- 担当課 （担当課職員が2件目の諮問案件について詳細説明を行った。）
- 議長（会長） ありがとうございます。ただいまの担当課からの説明に関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。
- 布施委員 ふるさと納税については、全国的な流れと比べて、このような方式をとろうとするまでかなり時間があつたと思うのですが、大和高田市はなぜ今まで窓口対応のみだったのですか。
- 担当課（増田） 本来のふるさと納税の目的は、ふるさとを思う気持ちで寄附をいただくということです。平成26年度から、寄附をいただいた方に返礼品を贈るという制度に変わりました。市の特産品を返礼品として扱っていく、というのが本来の趣旨で始まりましたが、報道等にあるように、いまは過熱気味で、地域と全く関係のないものを返礼品として取り扱って、件数さえ集まれば良いという状況になっております。そこで平成29年4月に、総務大臣から、

あまり華美にならないようにという通達がありまして、返礼品については3割以内とする規制ができております。そのような状況の中、大和高田市は特産品にこだわって、返礼品を用意しておりました。そのため、8つの事業所から18種類の品しか用意しておりませんでした。そうしますと、寄附金の推移は、平成28年度は45件で294万円、平成29年度は48件で479万円と、奈良県下の市町村と比べても低い水準になっております。県下12市でも11番目です。これからは財源が限られてきますので、いかに財源を確保するか、というところになっております。大和高田市としても、このふるさと納税の流れに乗り遅れてはいけなないと考え、これまで特産品に限っていた返礼品についても、これからは大和高田市にゆかりのある品として、少しでも返礼品の品目を増やしていきたいと思っております。職員の知識も集めておりますが、やはり事業者は、品物を開拓するノウハウを持っています。そういった力を借りて、返礼品の品目を増やしていくという目的と、寄附件数が増えると、事務が煩雑になるため、今回このシステムを導入することによりその助けを得たいという目的、その2つの目的で、このシステムの導入をさせていただきたいと思っております。

○布施委員 わかりました。平成29年度の479万円というのは、当初の予想より多いのですか、少ないのですか。予想や目標はありましたか。

○担当課（増田）平成26年度で561万円、平成27年度で950万円、このときは、件数は少なかったのですが、大口の寄附をいただきましたので額が上がっております。平成28年度は294万円、平成29年度は479万円と、だいたい200万円から500万円前後で推移していますが、今年度も前年度を上回る納税があればと思い、取り組んでおりましたが、そのような状況に甘んじているわけにもいきません。桜井市、大和郡山市については、Webサイトを使った納税に切り替えられて、一挙に桁が変わるくらいの納税があり、1,000万円を超える実績があったとのことでした。

○布施委員 わかりました。

○議長（会長）ほかにご意見、ご質問はございませんか。

ご意見もないようですので、本審議会としては、ふるさと納税に係る事務を業務委託するに当たり、委託事業者が設置するデータセンター内のサーバーと本市の電子計算機を結合することについて、個人情報保護条例第10条ただし書きにある「審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しない」場合に該当するものと判断してよろしいでしょうか。

○委員（異議なし）

○議長（会長）ありがとうございました。異議なしとのことでございますので、本件は、

大和高田市個人情報保護条例第10条ただし書きに該当するものと判断いたします。皆様方には慎重にご審議賜り厚く御礼申し上げます。本日の審議会はこれを持って閉会といたします。ありがとうございました。なお、この後、答申書の作成等、今後の取扱いについて、事務局から説明があります。

○事務局（濱本）貴重なご意見、ご提言を賜り、誠にありがとうございました。本日の内容につきましては、事務局にて「答申書」、「会議要録」としてとりまとめ、出席委員の皆様のご確認を経た後、吉田市長へ報告させていただきたいと存じます。最後に、法務情報課長の島田からご報告させていただきたいことがございます。

○事務局（島田）委員の皆様、長時間のご審議ありがとうございました。平成14年からご尽力賜っております山田磯子会長が、この3月31日の任期満了をもちまして委員を辞されます。また、軽澤委員さんも、退任の意を示しておられまして、後任が決まり次第、委員を辞されるということとなりましたので、この場をお借りいたしまして、ご報告させていただきます。両委員様、長期間にわたりご尽力を賜りまして、誠にありがとうございました。

なお、次期の会長につきましては、大和高田市個人情報保護運営審議会規則第2条第2項の規定により、次回の審議会開会の冒頭に互選していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。